

講習の背景と目的

平成23年1月に文部科学省の諮問機関である中央教育審議会により、答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が取りまとめられ、キャリア・カウンセリングを行う専門人材の配置や職業能力の開発・向上の促進等を担う厚生労働省との連携・協力等が提言されました。また、大学等設置基準の改正により、平成23年度から職業指導（キャリア・ガイダンス）の実施が制度化されたほか、平成24年6月12日に取りまとめられた「若者雇用戦略」では、大学等においても初年次から教育活動の全体を通じて体系的・系統的なキャリア教育を実施する取組みを進めること等の方針が示され、大学等高等教育機関のキャリア教育の現場におけるキャリア形成支援の必要性が増しています。

他方、経済・社会環境や雇用情勢の変化、企業の若者に求める人材像の変化、フリーター・ニート、学卒未就職者の増加など、近年、若者の雇用をめぐる諸問題が顕在化しています。

そのような中、厚生労働省では平成23年度「キャリア・コンサルティング研究会－大学等キャリア教育部会」において、大学等におけるキャリア教育の一翼を担うことが期待されるキャリア・コンサルタントの具体的役割、求められる能力、養成・活用の在り方等について検討したところです。この成果を踏まえ、平成24年度に大学等においてキャリア教育やその支援に携わる方を対象に講習を実施することとしました。

本講習を通じて、厚生労働省がこれまで培ってきた雇用・職業能力開発のツールやノウハウを提供することにより、大学等におけるキャリア教育がさらに推進されることを願っています。

2012（平成24）年7月

特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会
会 長 安 藤 一 重

大学等におけるキャリア教育実践講習 目次

Part 1

第1章 キャリア教育とキャリア・コンサルティングの理解

第1節	キャリア教育の理解	2
1	キャリア教育の系譜	2
2	キャリア教育の目標（身につける力）	5
3	キャリア教育の内容	9
4	キャリア教育の実施とキャリア・センターとの関連	14
5	キャリア教育の課題と中核人材の役割	19
第2節	キャリア・コンサルティングの理解	24
1	キャリア・コンサルティングの意義と内容	24
2	キャリア形成支援とキャリア教育におけるキャリア・コンサルタントの活用	28

第2章 大学生と就職状況の理解

第1節	大学生の理解	34
1	「ユニバーサル化時代」における大学生の実態把握	34
2	現代「若者（学生）」の考え方・価値観・行動特性等の理解と支援策	37
3	大学教育の「質保証」とFD活動等の理解	40
第2節	大学生の就職状況と支援方法の理解	44
1	2012（平成24）年3月卒業生の進路状況把握	44
2	就職状況が厳しい理由分析	47
3	若者の雇用・労働状況の理解とキャリア・センター等の役割	52
4	職業理解（職業情報へのアプローチ）	56
5	就職活動に対する支援制度の理解	58

第3章 働くことに対する支援・保障制度

第1節	働く人の法律問題の理解	66
1	労働関連法規	66
2	就業規則	69
3	紛争処理と相談窓口	71
4	多様な働き方	73
第2節	働く人の社会保障（セーフティネット）・支援制度の理解	75
1	各種保険制度	75
2	働く人（若者）への支援制度	78
3	職業能力開発	80

第3節	メンタルヘルス	81
1	学生のメンタルヘルス	81
2	働く人のメンタルヘルス	82
第4章	大学組織・学生等との対応の理解	
1	大学組織への働きかけ	86
2	学生等との対応法	89
3	保護者との対応法	89
4	大学等におけるハラスメントの防止	90
5	個人情報保護の必要性和方法の理解	91
6	大学等におけるキャリア・コンサルタントの「業務の範囲」と、 今後学ぶべきことの理解	91

Part2

第1章	カウンセリングのスキル	
1	カウンセリングの基本的スキル	96
2	信頼関係（ラポール）構築のスキル	97
3	問題の把握と目標設定のスキル	99
4	方策実行のスキル	100
5	成果の評価と終了のスキル	101
6	コーチングとメンタリング	102
第2章	環境への働きかけ	
1	組織への働きかけ	104
2	組織を取り巻く環境の分析	105
3	ネットワークの構築	108
第3章	セミナーの企画例	
1	セミナーの企画・運営スキル	112
2	セミナー企画例	112
3	ファシリテーションスキル	114
SWOT	分析	
	SWOT 分析のケース例 1	118
	SWOT 分析のケース例 2	119

Part 1

第 1 章

キャリア教育と キャリア・コンサルティングの 理解

キャリア教育の理解

1 キャリア教育の系譜

(1) キャリア教育の定義・概要

- ① 1999年12月 中教審「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(答申)
 - ・キャリア教育とは、学校教育と職業生活の円滑な接続を図るため、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」をいう
 - ・学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育を、小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある
 - ・キャリア教育の実施に当たっては家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視する必要がある
 - ・学校ごとに目標を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある
- ② 2000年11月 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(答申)
 - ・キャリア教育とは、「学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育」をいう
- ③ 2004年1月 文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」(報告書)
 - ・キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」をいう
 - ・キャリア教育は、従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革することを求めるものである
 - ・キャリア教育は、児童生徒の全人格的な成長・発達を支援する視点に立って進められるべきである
 - ・各領域の学習や活動を体系化し、組織的・計画的に実施することができるよう、教育課程編成の在り方を見直していく必要がある
- ④ 2005年12月 国立大学協会「大学におけるキャリア教育のあり方」
 - ・キャリア教育は、学生のキャリア発達を促進するために必要な独自の講義的科目やインターンシップなどを中核として、大学の全教育活動の中に位置づけられる取組みである。このようなキャリア教育のねらいは、大学の正規の教育活動だけでなく、学生による自発的活動、広く企業などの事業所や地域社会における活動や仕事、家庭生活や交友関係を通して実現される
 - ・元来学校教育に関する概念であるキャリア教育をより広く人間形成全体の視点から捉えると、それはむしろキャリア形成と呼ぶこともできる
- ⑤ 2007年5月 キャリア教育等推進会議「キャリア教育等推進プラン」
 - ・キャリア教育とは、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせる

とともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」教育をいう

⑥ 2008年7月 文部科学省「教育振興基本計画」(閣議決定)

- ・一人一人の社会的自立を実現するとともに、我が国社会の活力の維持・向上の観点から、教育と職業や産業社会との相互のかかわりを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた教育を推進する。このため、キャリア教育を推進するとともに、産業界と連携して、また、初等中等教育段階から高等教育段階に至る教育の連続性に配慮しつつ、職業教育を推進する。あわせて、グローバル化に対応し得る国際的通用性のある高度専門職業人の養成を推進する

⑦ 2011年1月 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方」(答申)

- ・キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」をいう
- ・「学校から社会への移行」が円滑に行われていないことや「社会的・職業的自立」に向けた様々な課題があることから、学校教育におけるキャリア教育・職業教育を充実する必要がある
- ・キャリア教育は、幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じて体系的に実施されるべきであり、様々な活動を通じて、基礎的・汎用的能力を中心に育成する
- ・実践的な職業教育を充実させ、職業教育の意義を再評価することが必要である
- ・生涯にわたる社会人・職業人としてのキャリア形成(社会・職業へ移行した後の学習者や、中途退学者・無業者など)を支援する機能を充実することが必要である
- ・家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPOなどと連携し、各界が各々役割を発揮し、一体となった取り組みを行うことが必要である

(2) キャリア教育などに関する法制度

① 教育基本法(2006年改正)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

② 学校教育法(2007年改正)

第21条 義務教育として行われる普通教育は、……目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

③ 大学設置基準・短大設置基準(2010年3月改正、2011年4月より施行)

1) 大学設置基準第42条の2(短大設置基準第35条の2も同様): 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

Cf 学校教育法第83条: 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の